

R7年度 GXSC補助金

採択者説明会

Ver 1.1

GXSC補助金事務局

2025/11/18

GXサプライチェーン
構築支援事業2025



はじめに

- この度は、令和 7 年度 GXサプライチェーン構築支援事業（以下、本事業）に応募いただき、ありがとうございました。
- 厳正なる審査の結果、皆様は本事業に採択されました。
本事業は2029年度までの長期にわたる事業となりますが、これから何卒よろしくお願いいたします。
- 今後、採択者の皆様には交付申請を行っていただきます。
交付申請は、交付申請におけるポイントや注意事項のみならず、補助金の運用・ルールについても理解のうえ、対応いただく必要がございます。本日は、これらの内容についてお伝えをさせていただきます。
- なお、実績報告等の手続きについては、別途マニュアル等を展開することを予定しております。
展開後、必ず内容を確認するようにお願いいたします。

MAIL : contact2025@gxsc-hojo.jp

本日のアジェンダ

1. 間接補助事業の実施に関するルール・手続き
2. 補助対象経費の考え方
3. 交付申請におけるポイント、注意事項、スケジュール
4. その他

1. 間接補助事業の実施に関するルール・手続き
2. 補助対象経費の考え方
3. 交付申請におけるポイント、注意事項、スケジュール
4. その他

間接補助事業の実施にあたっては、補助金適正化法・交付規程・公募要領の内容を遵守することが必要。

補助金 適正化法

- 補助金の交付や執行に関する基本的なルールや原則を定めるもの。
- “目的外流用ができない”、“不正があれば返還が必要”などの大原則が記載されている。

最終調整中

交付規程

- 補助金適正化法や関係法令に基づき、より具体的な手続き等を定めるもの。
- 間接補助事業者に求められる報告、計画変更や返還の条件などが記載されている。

公募要領

- 交付規程や関係法令に基づき、本事業における具体的な公募内容等を定めるもの。
- 補助対象事業の要件、補助対象費目、間接補助事業者の義務等が記載されている。

間接補助事業の実施中及び完了後に必要な手続き

間接補助事業の実施中及び完了後も、適時適切に報告等が必要のため十分に留意すること。

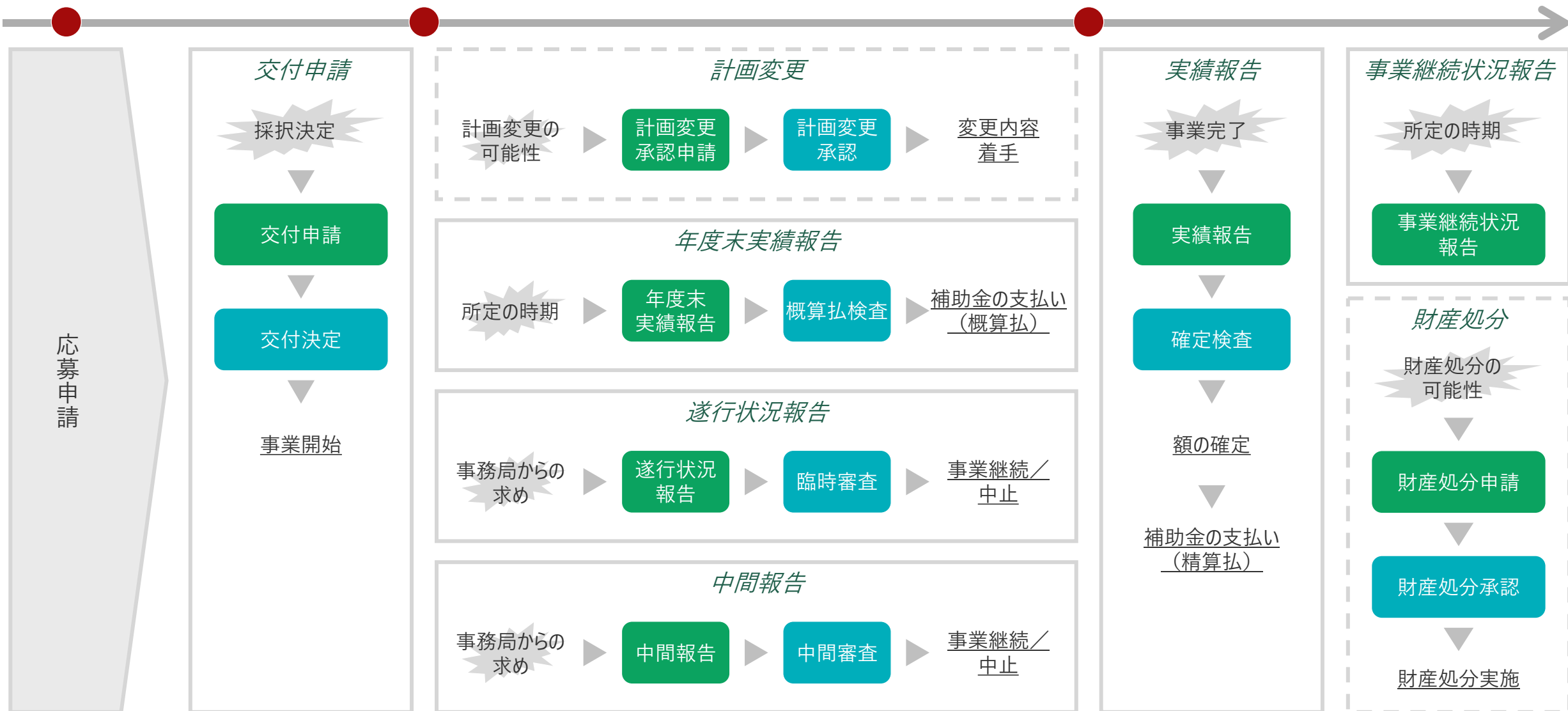
(事前着手を認めた日)

交付決定日

間接補助事業の完了日(～令和11年12月31日)

■：間接補助事業者の実施内容

■：事務局の実施内容



採択時点では、補助金の交付が正式に決定している状態ではない。補助金の交付に向けて、交付申請が必要。

令和7年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金
(GXサプライチェーン構築支援事業) 交付規程

調整中

(補助金の交付の申請)

第10条 前条第3項の規定により、採択通知を受けた者であって補助金の交付を申請しようとする者（以下「交付申請者」という。）は、様式第1による交付申請書（以下「交付申請書」という。）を事務局が定める日までに事務局が定める書類を添えて提出しなければならない。ただし、間接補助事業者が、やむを得ない理由により事務局が定める日までに交付申請書を提出できない場合は、事務局は期限について猶予することができる。

2 交付申請者は補助事業を共同して実施しようとする場合は、前項の補助金の交付の申請を共同で行わなければならない。

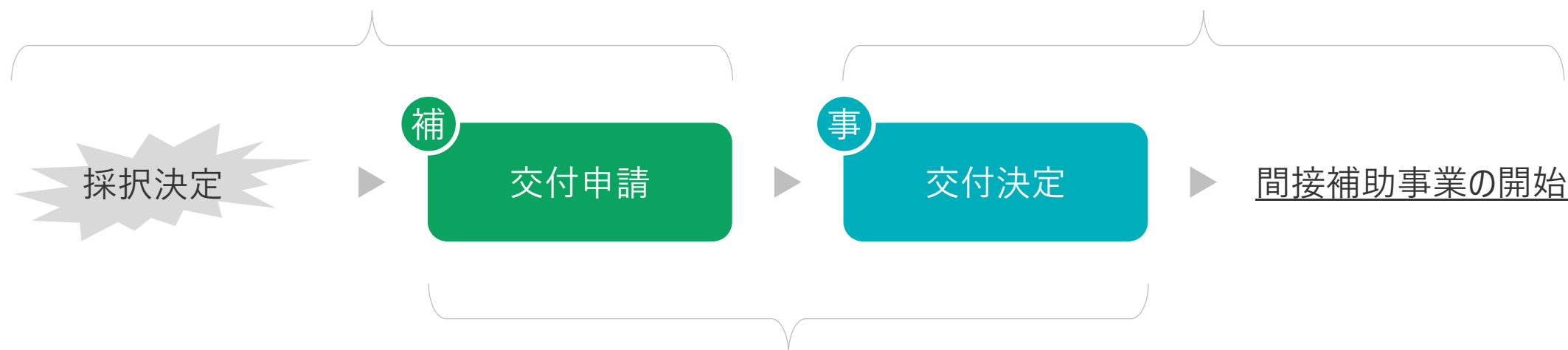
3 交付申請者は、前項の交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号。）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号。）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して提出しなければならない。ただし、提出時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

4 第9条第3項の規定により採択通知書を受けた者（以下、「採択者」という。）が事務局に交付申請書を提出しない場合に、事務局は採択者による交付申請を受け付けないことを通知することができる。

交付申請は事務局が定める日までに実施する必要がある。
交付申請では、明らかに補助対象外の経費が含まれないか確認を行う。

交付申請は事務局が定める日（次頁参照）までに実施すること。

交付決定後に、補助対象経費の発注が認められる。



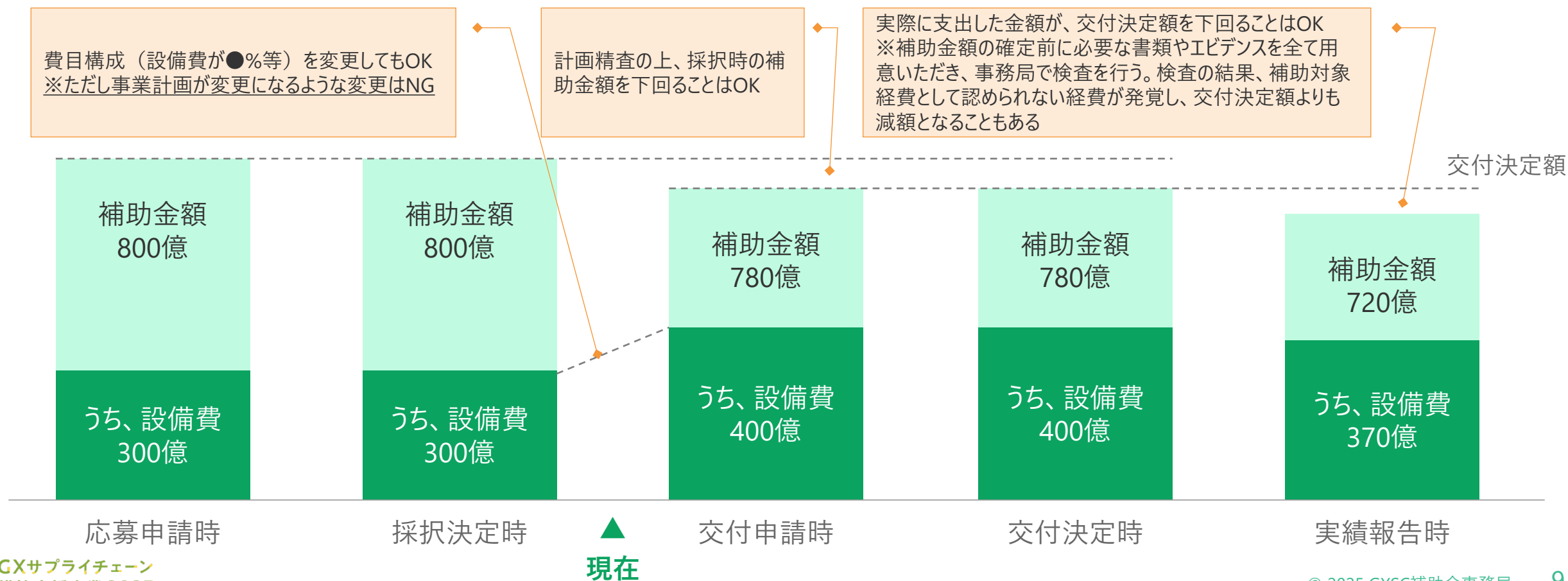
交付申請では、明らかに補助対象外の経費が含まれないか確認を行う

(参考) 交付申請書類の提出期限は以下の通り。

分類	交付申請書類の提出期限
事業Ⅰ（HVDCケーブル）	令和7年11月28日（金）
事業Ⅱ（水電解装置・燃料電池）	令和8年1月30日（金）
事業Ⅲ（浮体式等洋上風力発電設備）	令和8年1月30日（金）
事業Ⅳ（ペロブスカイト太陽電池）	令和8年1月30日（金）

交付決定額は交付できる補助金の上限となるため、交付申請においては経費の精査が非常に重要。

- 交付申請では、経費の精査として、3社見積等を行っていただき、取得した見積等は金額の妥当性を示すエビデンスとして提出いただく。
※ 3社見積等が困難な場合（数年先に発注予定の経費の金額など）については、合理的な概算金額を提示いただく。
- このとき、採択決定時から費目構成（設備費が●%等）が変動すること、総額が下振れすることは妨げない。



間接補助事業実施中に、当初予定していた事業の変更等が必要となった場合は計画変更の申請が必要。

令和7年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金
(GXサプライチェーン構築支援事業) 交付規程

調整中

(計画変更の承認等)

第13条 間接補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第3による計画変更（等）承認申請を事務局に提出し、その承認を受けなければならない。

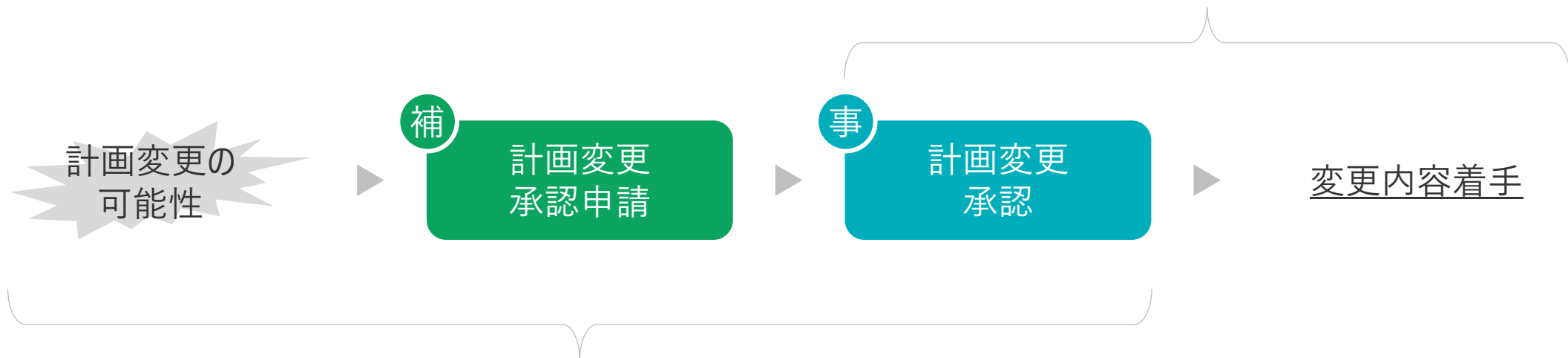
- (1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の10パーセント以内の流用増減を除く。
- (2) 間接補助事業の内容を変更しようとする場合。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
 - イ. 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、間接補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合。
 - ロ. 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合。
- (3) 間接補助事業の全部若しくは一部を中止し、または廃止しようとする場合。
- (4) 間接補助事業の実施場所を変更する場合。
- (5) 間接補助事業の全部または一部を他に承継させようとする場合。
- (6) 破産手続き、民事再生手続き等法的整理の手続きを行う場合（代理人による申請を含む。）。

2 事務局は、前項に基づく計画変更（等）承認申請書を受理したときは、当該申請に係る変更の内容が適正であると審査し、これを承認するときは、その旨を当該間接補助事業者に通知するものとする。

3 事務局は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、または条件を付することができる。

計画変更した内容は事務局の承認後に初めて実施可能。必ず事前に事務局に申請すること。

必ず事前に事務局の承認を得ること。
承認を得てから初めて計画変更した内容（配分額変更や発注等）を実施できる。

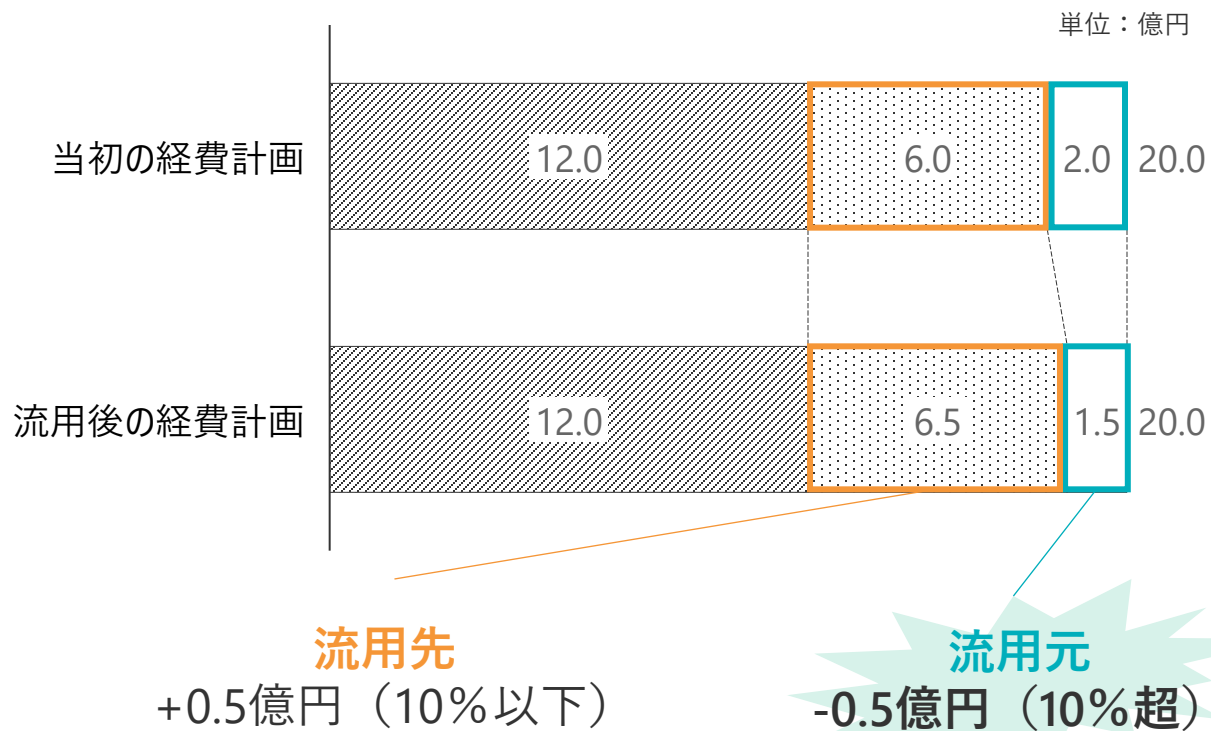


申請にあたっては、事務局に事前相談すること。
なお、計画変更の申請から承認までには時間を要することもあるため、留意すること。
※計画変更の可能性が生じたら、まずはご相談いただきたい。

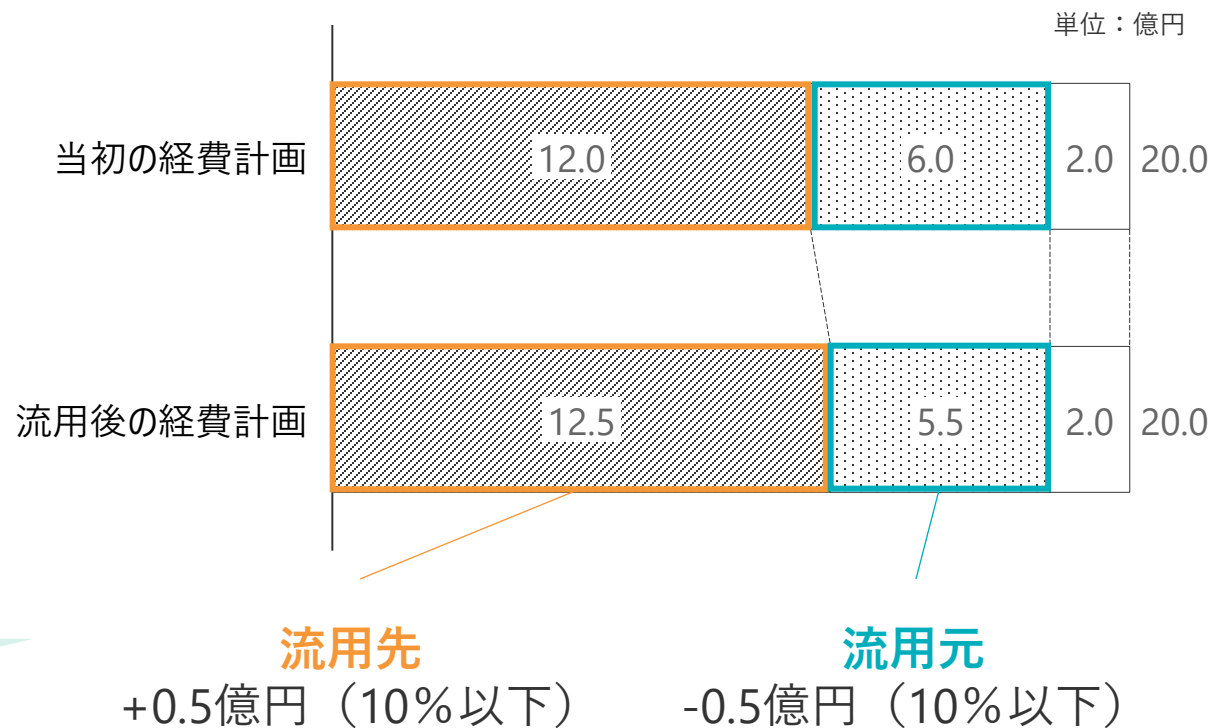
補助対象経費の区分ごとに配分された額の10%を超える金額を変更しようとする場合は、計画変更が必要。
なお、流用元・流用先の双方の費目で流用割合を算出し、大きい方の割合から判断する。

計画変更が必要な場合

■ 建物等取得費 ■ 設備費 □ システム整備費



計画変更が不要な場合



間接補助事業の一部もしくは全部を中止し、廃止する場合は、計画変更が必要。
ただし、交付決定日から10日以内については、事務局への申し出により、交付申請の取り下げが可能。

交付決定日

間接補助事業の完了日（～令和11年12月31日）

10日以内

取下げ

中止・廃止

“申し出”が必要

“計画変更”が必要

間接補助事業の全部または一部を他に承継させようとする場合は、承継元となる間接補助事業者は計画変更の申請が必要。さらに、承継先となる事業者は承継の申請が必要。

令和7年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金
（GXサプライチェーン構築支援事業）交付規程

調整中

（計画変更）

第13条 間接補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第3による計画変更（等）承認申請を事務局に提出し、その承認を受けなければならない。

（5）間接補助事業の全部または一部を他に承継させようとする場合。

令和7年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金
（GXサプライチェーン構築支援事業）交付規程

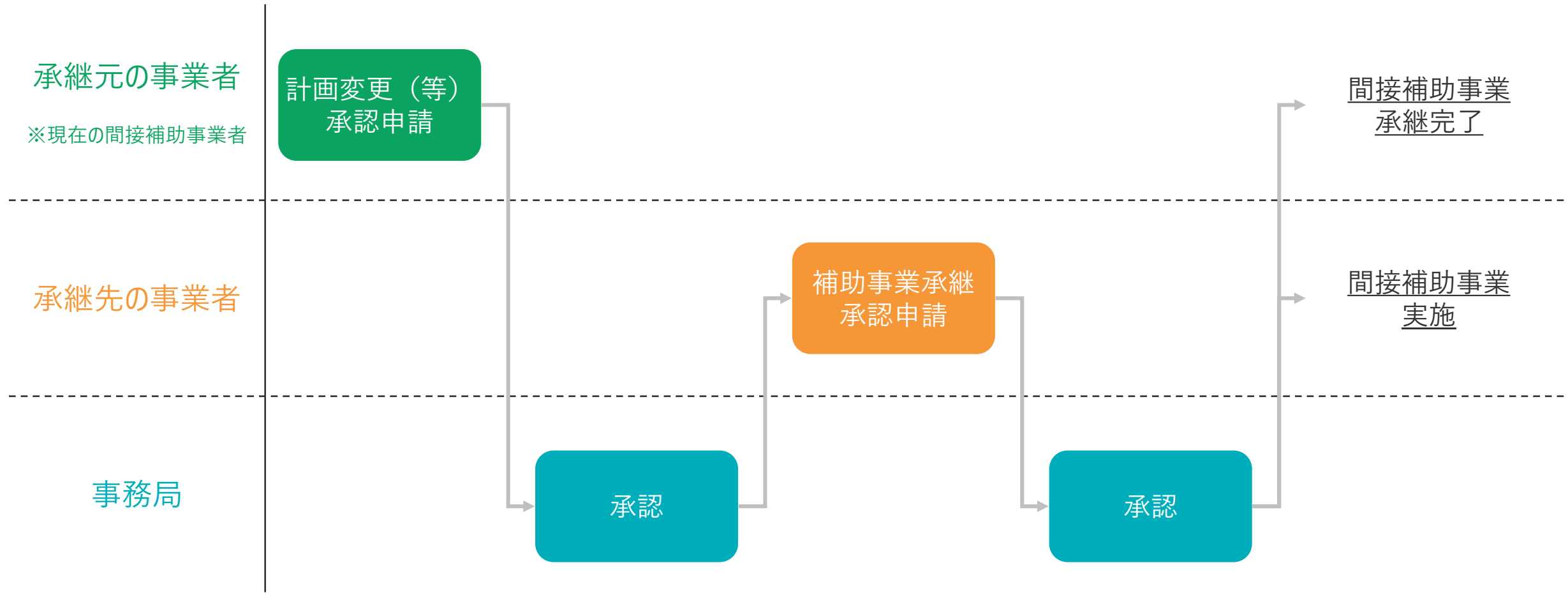
調整中

（補助事業の承継）

第27条 事務局は、間接補助事業者について相続、法人の合併または分割等により補助事業を行う者が変更される場合において、その変更により事業を承継する者（第5条で規定する補助対象者の要件を満たす者。）が当該補助事業を継続して実施しようとするときは、様式第16による補助事業承継承認申請書を提出させることにより、その者が補助金の交付に係る変更前の補助事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができる。

まずは承継元の事業者が計画変更し、その後承継先の事業者が承継の申請を行うことが必要。（順序が大事）
承継元の事業者については、承継先の申請・承認が得られて初めて、間接補助事業者から外れる。

事業譲渡・承継する場合のイメージ



間接補助事業の実施期間中、毎年1月31日までに年度末実績報告書を事務局に提出する必要がある。

令和7年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金
(GXサプライチェーン構築支援事業) 交付規程

調整中

(状況報告、審査等)

第17条 間接補助事業者は、間接補助事業の遂行及び収支の状況について、事務局の要求があったときは速やかに様式第6による遂行状況報告書を事務局に提出しなければならない。

2 間接補助事業者は、事務局が計画に沿った間接補助事業の遂行が困難であると判断した場合等は、事業継続に係る審査を受けなければならない。

3 間接補助事業者は、事業の進捗状況等に関わらず、事務局の要求があった場合には、中間報告書を提出し、第三者委員会による中間審査を受けなければならない。

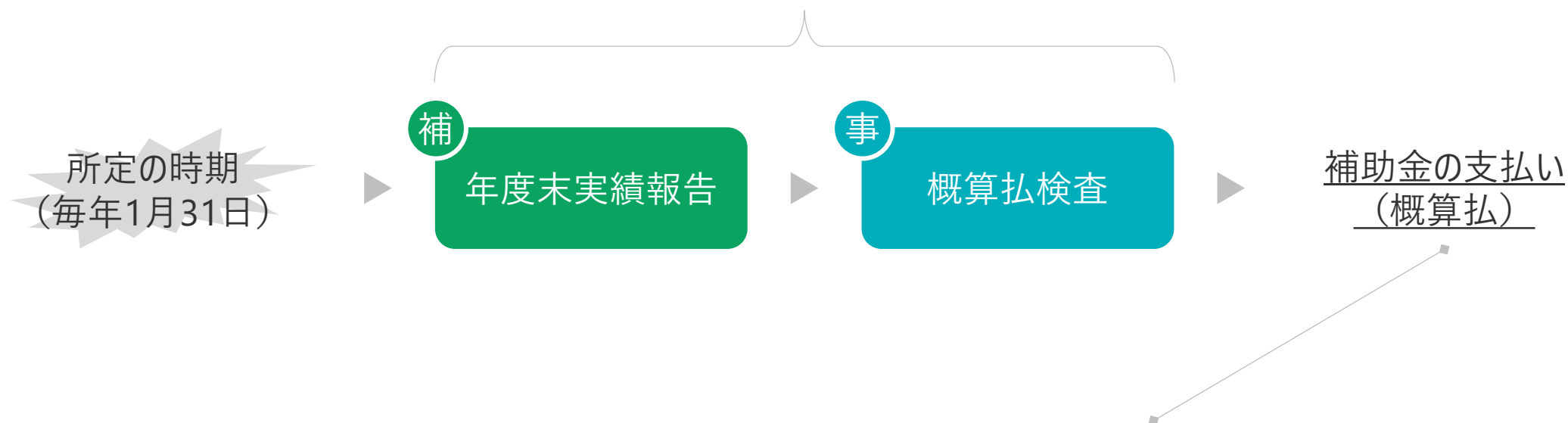
4 間接補助事業者は、間接補助事業の実施期間内において、国の会計年度ごとに事務局が定める日までに様式第7による年度末実績報告書を事務局に提出しなければならない。

5 間接補助事業者が第1項による遂行状況報告書、第3項による中間報告書及び第4項による年度末実績報告書をやむを得ない理由により提出できない場合は、事務局は期限について猶予することができる。

6 事務局は、間接補助事業の適切な遂行のため必要があると認めたときは、間接補助事業者に対し、間接補助事業に関し報告を求め、または、間接補助事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。この場合において、間接補助事業者は協力するものとする。

年度末実績報告書の内容を基に、概算払検査を実施。検査が完了したら、年度末に概算払を実施する。
すなわち、年度内に支払いを行った経費については、須らく証憑も用意することが必要。

年度末実績報告書の内容を基に、概算払検査を実施する。



国の会計年度の年度末（3月末）に、概算払による補助金の支払いを実施する。

事務局の要求があったときは速やかに遂行状況報告書の提出が必要。

調整中

令和7年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金
(GXサプライチェーン構築支援事業) 交付規程

(状況報告、審査等)

第17条 間接補助事業者は、間接補助事業の遂行及び収支の状況について、事務局の要求があったときは速やかに様式第6による遂行状況報告書を事務局に提出しなければならない。

2 間接補助事業者は、事務局が計画に沿った間接補助事業の遂行が困難であると判断した場合等は、事業継続に係る審査を受けなければならない。

3 間接補助事業者は、事業の進捗状況等に関わらず、事務局の要求があった場合には、中間報告書を提出し、第三者委員会による中間審査を受けなければならない。

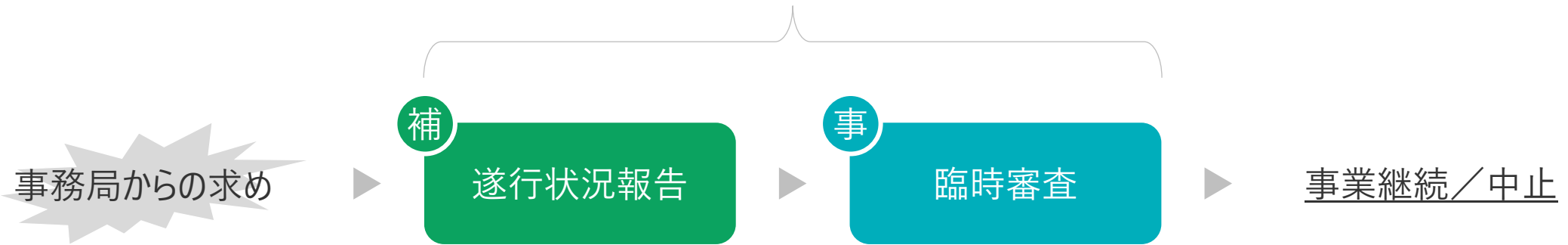
4 間接補助事業者は、間接補助事業の実施期間内において、国の会計年度ごとに事務局が定める日までに様式第7による年度末実績報告書を事務局に提出しなければならない。

5 間接補助事業者が第1項による遂行状況報告書、第3項による中間報告書及び第4項による年度末実績報告書をやむを得ない理由により提出できない場合は、事務局は期限について猶予することができる。

6 事務局は、間接補助事業の適切な遂行のため必要があると認めたときは、間接補助事業者に対し、間接補助事業に関し報告を求め、または、間接補助事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。この場合において、間接補助事業者は協力するものとする。

間接補助事業が計画通り履行されない場合には、第三者委員会を招集し、臨時審査を行う可能性がある。

間接補助事業が計画通り履行されない場合には、事務局が経済産業省と協議の上、必要と認める場合は第三者委員会を招集し、審査を行う。



事務局の要求があった場合は速やかに中間報告書の提出が必要。

令和7年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金
(GXサプライチェーン構築支援事業) 交付規程

調整中

(状況報告、審査等)

第17条 間接補助事業者は、間接補助事業の遂行及び収支の状況について、事務局の要求があったときは速やかに様式第6による遂行状況報告書を事務局に提出しなければならない。

2 間接補助事業者は、事務局が計画に沿った間接補助事業の遂行が困難であると判断した場合等は、事業継続に係る審査を受けなければならない。

3 間接補助事業者は、事業の進捗状況等に関わらず、事務局の要求があった場合には、中間報告書を提出し、第三者委員会による中間審査を受けなければならない。

4 間接補助事業者は、間接補助事業の実施期間内において、国の会計年度ごとに事務局が定める日までに様式第7による年度末実績報告書を事務局に提出しなければならない。

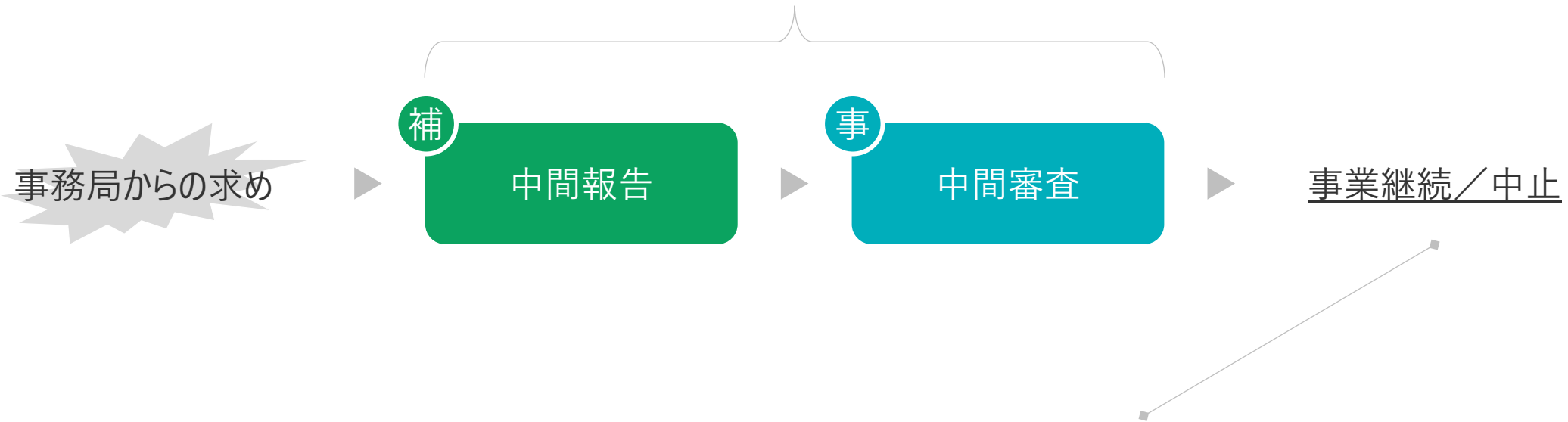
5 間接補助事業者が第1項による遂行状況報告書、第3項による中間報告書及び第4項による年度末実績報告書をやむを得ない理由により提出できない場合は、事務局は期限について猶予することができる。

6 事務局は、間接補助事業の適切な遂行のため必要があると認めたときは、間接補助事業者に対し、間接補助事業に関し報告を求め、または、間接補助事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。この場合において、間接補助事業者は協力するものとする。

中間報告書による報告内容を基に、第三者委員会による中間審査を行う。

※事業期間が3年間以上の案件が目安

間接補助事業の進捗状況等に関わらず、事業期間が3年間以上の案件を目安に、第三者委員会による中間審査を行う



間接補助事業の継続もしくは交付決定の変更または取消しの決定を行う。

補助事業の完了後は、所定の期日までに速やかに実績報告を実施することが必要。

令和7年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金
(GXサプライチェーン構築支援事業) 交付規程

調整中

(実績報告)

第18条 間接補助事業者は、補助事業が完了（中止及び廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日または事務局が定める日のいずれか早い日までに様式第8による実績報告書を事務局に提出しなければならない。

2 間接補助事業者が前項による実績報告書をやむを得ない理由により提出できない場合は、事務局は期限について猶予することができる。

3 間接補助事業者は、第1項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

実績報告後は確定検査が行われるため、証憑の整備についても確定検査までに対応することが必要。

補助事業が完了後30日以内、または事務局が定める日のいずれか早い日までに実績報告書を提出する必要がある。
また、補助対象経費として実際に支出した経費については、全ての証憑を確定検査までに整備する必要がある。



本事業では、実績報告（～2029年12月末）以降、
確定検査から補助金の支払い（精算払）を同年3月末に完了する必要がある。

本事業では、実績報告（～2029年12月末）以降、補助金の支払いを翌年3月末に完了しなければならない。これを実現できるよう、最終年度の確定検査に向けた運用は、今後事務局にて精査を行う予定。

- 具体的な方法や日程については決まり次第連絡する予定。
- 2029年度においては、複数回の概算払い（それに紐づく証憑提出）を検討中。

本事業の完了

間接補助事業の完了

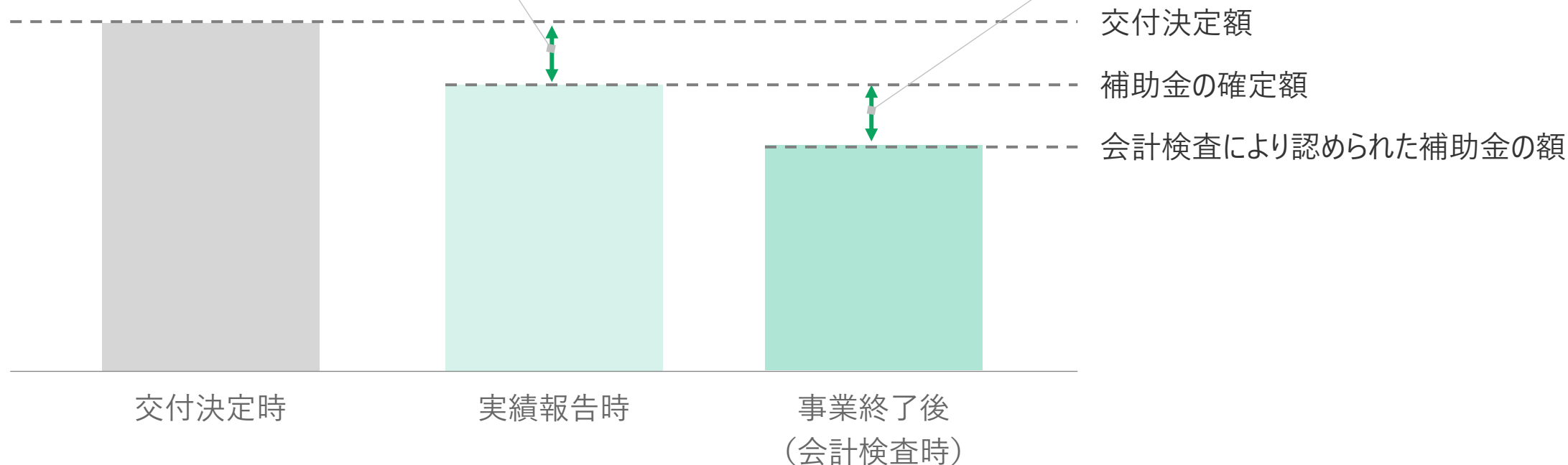
手続き内容	2025年度												2026年度～2028年度												2029年度														
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
交付申請			交付申請		審査		★交付決定（時期は未定）																																
年度末実績報告								報告		検査											報告		検査																
概算払い										概算払 請求		★支払い										概算払 請求		★支払い															
実績報告																											報告												
額の確定通知																													検査					★額の確定通知					
精算払い																																		精算払 請求		★支払い			

確定検査の結果、補助対象経費として認められない経費が発覚し、交付決定額よりも減額となることもある。
また、事業終了後に実施される会計検査により不備が指摘されれば、補助金の返還が必要になる可能性もある。

確定検査の結果、補助対象経費として認められない経費が発覚し、
交付決定額よりも減額となることもある。

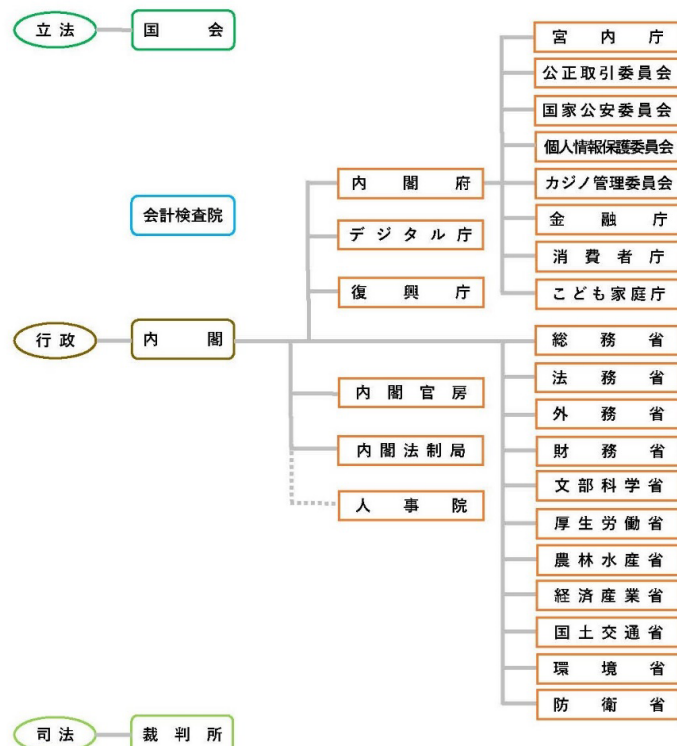
会計検査院による検査（会計検査）で不備が認められると、
補助金の一部国庫返納を求められる可能性がある

※会計検査院は補助金適正化法を含む関連法規と経済産業省や事務局が規定する本補助金のルール等に則り、会計検査を実施する。
会計検査による不備の指摘を未然に防ぐ観点でも、疑問点などについては事前に事務局に確認いただくことを推奨。



（参考）補助事業期間中、あるいは終了後翌年度から5年間の間、会計検査院による検査が入る可能性がある。
不備が認められると、一部国庫返納を求められる可能性があるため、使途の透明性を説明できることが重要。

- 会計検査院は、国の収入支出の決算、政府関係機関・独立行政法人等の会計、国が補助金等の財政援助を与えているものの会計などの検査を行う憲法上の独立した機関
- 補助金の原則に倣っているか（特に経費の専属性）については必ず確認されるため、留意すること。



国の活動は、予算の執行を通じて行われます。

予算は、内閣によって編成され、国会で審議して成立したのち、各府省などによって執行されます。

そして、その執行の結果について、決算が作成され、国会で審査が行われます。

予算が適切かつ有効に執行されたかどうかをチェックすることと、その結果が次の予算の編成や執行に反映されることが、国の行財政活動を健全に維持していく上で極めて重要です。

そこで、憲法は、「国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない。」と定めています。

また、国の収入支出の決算のほか、国有財産、国の債権・債務、「国が出資している法人」や「国が補助金等の財政援助を与えている地方公共団体」などの会計を検査しています。

会計検査院は、このような重要な機能を他から制約を受けることなく厳正に果たせるよう、国会や裁判所に属さず、内閣に対し独立の地位を有する憲法上の機関となっています。

日本国憲法

第90条 国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない。

会計検査院の組織及び権限は、法律でこれを定める。

会計検査院法

第1条 会計検査院は、内閣に対し独立の地位を有する。

第20条 会計検査院は、日本国憲法第90条の規定により国の収入支出の決算の検査を行う外、法律に定める会計の検査を行う。

会計検査院は、常時会計検査を行い、会計経理を監督し、その適正を期し、且つ、是正を図る。

会計検査院は、正確性、合規性、経済性、効率性及び有効性の観点その他会計検査上必要な観点から検査を行うものとする。

間接補助事業の完了した日の属する国の会計年度の終了後5年間に渡って、
国の毎会計年度終了後90日以内に間接補助事業に係る事業継続状況等について報告することが必要。

令和7年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金
(GXサプライチェーン構築支援事業) 交付規程

調整中

(事業継続状況等の報告)

第30条 間接補助事業者は、間接補助事業の完了した日の属する国の会計年度の終了後5年間（以下「報告期間」という。）、国の会計年度終了後ごと90日以内に間接補助事業に係る事業継続状況等について様式第17による事業継続状況報告書を事務局に報告しなければならない。

2 事務局若しくは経済産業省は、報告期間終了後も、間接補助事業者に対し、間接補助事業に係る事業継続状況に関し報告を求め、または、間接補助事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。この場合において、間接補助事業者は協力するものとする。

間接補助事業終了後も設備利用を継続する必要があることに加え、
本事業では、別途報告事項を定めているため事業もあるため、十分に留意すること。

間接補助事業終了後の要対応事項（事業Ⅰ：HVDCケーブル）

設備利用の継続		経済産業省がやむを得ないと認める事情が生じない限り、間接補助事業終了後5年間以上、間接補助事業により整備した設備の利用を継続すること。
HVDC ケーブルの 需要獲得に向けた 検討状況及び実績	対象年度	補助事業終了の翌年から10年間
	報告年度	補助事業終了の翌年から対象年度に到達するまでの毎年度
	留意事項	とりわけ、海外需要の獲得に向けた検討状況及び実績について、その進捗を報告すること。
	その他	外的要因など特段の理由がなく、国内及び海外需要の獲得に向けた検討及び実績がない場合には、経済産業省との協議の下で補助金返還を求める可能性がある。

間接補助事業終了後の要対応事項（その他の事業）

設備利用の継続		経済産業省がやむを得ないと認める事情が生じない限り、間接補助事業終了後5年間以上、間接補助事業により整備した設備の利用を継続すること。
---------	--	---

補助金により取得した財産は厳格な管理が必要。またその処分についても制限されるため留意すること。

令和7年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金
(GXサプライチェーン構築支援事業) 交付規程

調整中

(財産の管理等)

第25条 間接補助事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、または効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

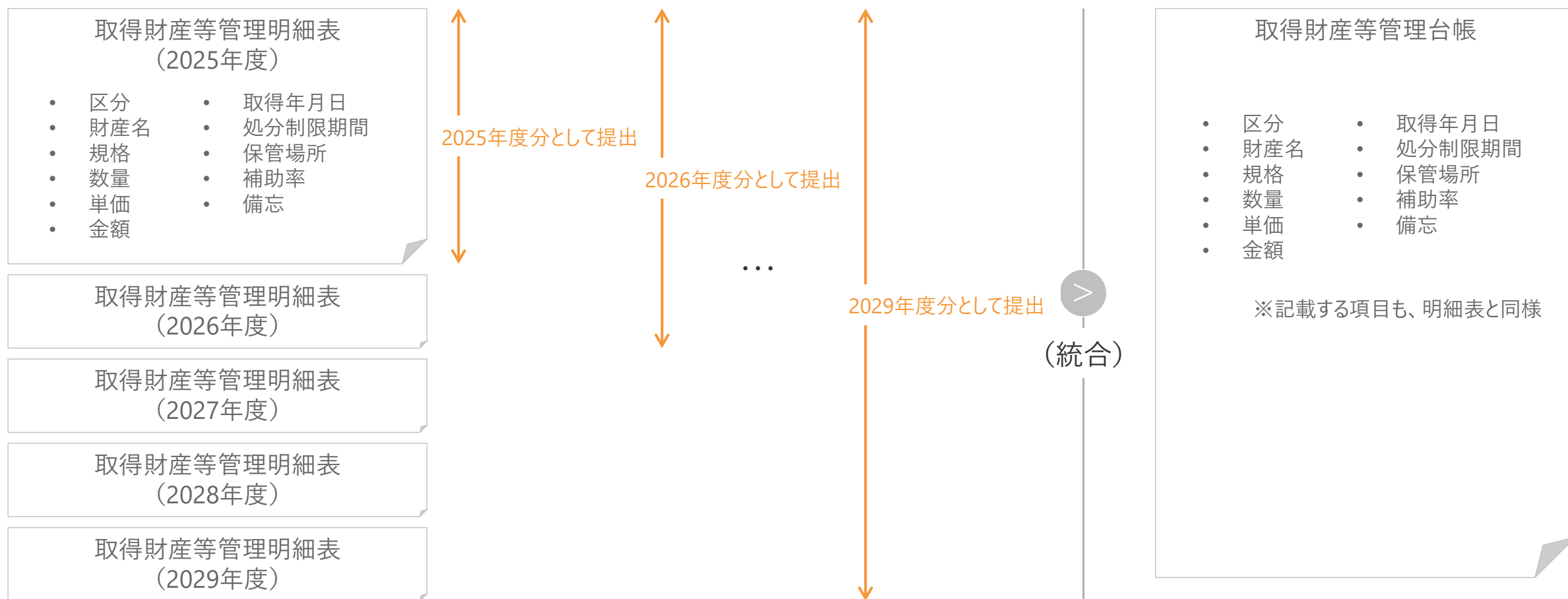
- 2 間接補助事業者は、取得財産等について、様式第12による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。
- 3 間接補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、事務局が定める日までに様式第13による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。また、補助対象事業による取得財産等があるときは、第18条第1項に定める実績報告書を提出する際に様式第13による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。
- 4 事務局は、間接補助事業者が取得財産等を処分する場合、残存簿価相当額または鑑定評価額若しくは処分により得られた収入額または見込まれる収入額の全部若しくは一部を事務局に納付させることがある。
- 5 間接補助事業者は、第10条第1項の規定に基づく交付の申請や第13条第1項の規定に基づく計画変更の申請に際して、間接補助事業における取得財産等に対し、抵当権などの担保権を設定する場合は、設定前に、様式第14による担保権設定承認申請書を事務局に提出し、その承認を受けるものとする。なお、取得財産等に対して根抵当権の設定を行うことは認められない。

取得財産は、年度ごとに取得財産等管理明細表を作成し、管理することが必要。

※年度ごとに作成された取得財産等管理明細表を取りまとめたものが、取得財産等管理台帳。

“明細表”は年度毎に作成したもの（事務局へ要提出）

“台帳”は明細表を統合したもの（事務局への提出は不要）



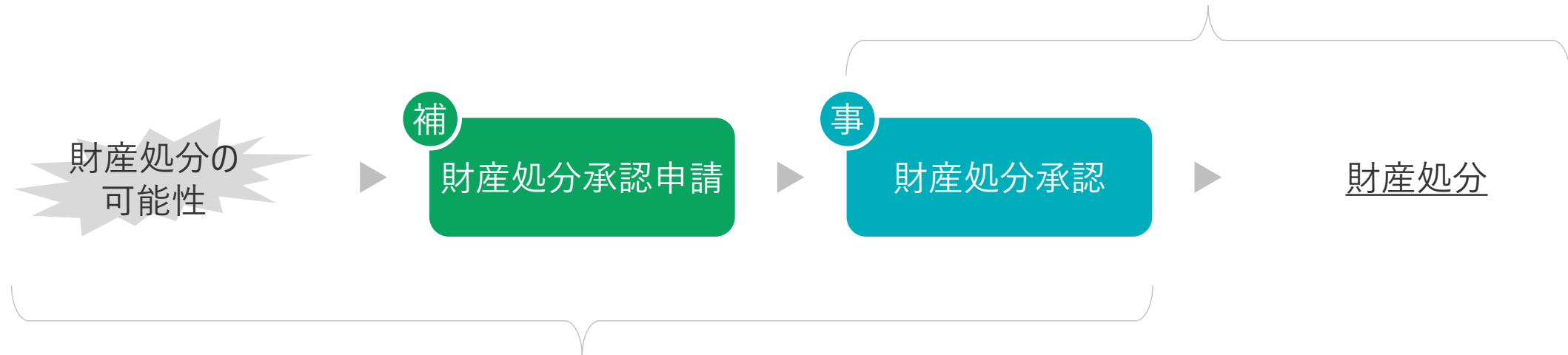
財産処分には幅広い処理が含まれる。また、基本的には財産処分を行うと補助金の返還が必要。

■ 財産処分について、基本的な考え方は以下の通り。特に転用については個別事情により対応が異なるため、事前確認を徹底すること。

処理区分		承認条件	国庫納付額
転用	補助事業を中止しない場合	内容による	転用をする内容により判断。 補助事業自体を実施していると認められない場合があり、財産処分の手続きが発生する場合がある
	補助事業を中止する場合	国庫納付	<u>残存簿価</u> 相当額に補助率を乗じて得た額とする。ただし、鑑定評価を行う場合には、鑑定評価額に補助率（補助金交付額が事業額に占める割合その他の適切な比率。以下同じ。）を乗じた金額と前記の金額で高い方とする
譲渡	有償	国庫納付	取得財産の処分に係る補助金額を上限として、 <u>譲渡額又は貸付額</u> （ただし、当該譲渡額又は貸付額が残存簿価相当額又は鑑定評価を行った場合の鑑定評価額に比して著しく低価である場合において、その理由を合理的に説明することができないときは、残存簿価相当額又は鑑定評価額）に補助率を乗じて得た額とする
	無償	国庫納付	<u>残存簿価</u> 相当額に補助率を乗じて得た額とする。ただし、鑑定評価を行う場合には、鑑定評価額に補助率を乗じた金額と前記の金額で高い方とする
交換	下取交換の場合	国庫納付	取得財産の処分に係る補助金額を上限として、 <u>下取額</u> （ただし、当該下取額が残存簿価相当額等に比して著しく低価である場合において、その理由を合理的に説明することができないときは、残存簿価相当額）に補助率を乗じて得た額とする
	下取交換以外の場合	国庫納付	<u>残存簿価</u> 相当額に補助率を乗じて得た額とする。ただし、鑑定評価を行う場合には、鑑定評価額に補助率を乗じた金額と前記の金額で高い方とする
貸付	有償	国庫納付	取得財産の処分に係る補助金額を上限として、 <u>貸付額</u> （ただし、当該貸付額が残存簿価相当額又は鑑定評価を行った場合の鑑定評価額に比して著しく低価である場合において、その理由を合理的に説明することができないときは、残存簿価相当額又は鑑定評価額）に補助率を乗じて得た額とする
	無償	国庫納付	<u>残存簿価</u> 相当額に補助率を乗じて得た額とする。ただし、鑑定評価を行う場合には、鑑定評価額に補助率を乗じた金額と前記の金額で高い方とする
担保	※担保権実行時	国庫納付	取得財産の処分に係る補助金額を上限として、 <u>抵当権その他の担保権で主張する額</u> （ただし、当該譲渡額又は貸付額が残存簿価相当額又は鑑定評価を行った場合の鑑定評価額に比して著しく低価である場合において、その理由を合理的に説明することができないときは、残存簿価相当額又は鑑定評価額）に補助率を乗じて得た額とする
取壊し	－	国庫納付	<u>残存簿価</u> 相当額に補助率を乗じて得た額とする。ただし、鑑定評価を行う場合には、鑑定評価額に補助率を乗じた金額と前記の金額で高い方とする
廃棄	－	国庫納付	<u>残存簿価</u> 相当額に補助率を乗じて得た額とする。ただし、鑑定評価を行う場合には、鑑定評価額に補助率を乗じた金額と前記の金額で高い方とする

財産処分は事務局の承認後に初めて実施可能。必ず事前に事務局に申請すること。

必ず事前に事務局の承認を得ること。
承認を得てから初めて財産処分を実施できる。



申請にあたっては、事務局に事前相談すること。
なお、財産処分の申請から承認までには時間を要することもあるため、留意すること。
※財産処分の可能性が生じたら、まずはご相談いただきたい。

間接補助事業における全ての証憑について、間接補助事業の実施中だけでなく、
間接補助事業の完了の日の属する国の会計年度の終了後5年間（最大6年間）にわたって保管義務がある。

令和7年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金
（GXサプライチェーン構築支援事業）交付規程

調整中

（補助事業の経理等）

第29条 間接補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（中止及び廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する国の会計年度の終了後5年間、事務局の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

1. 間接補助事業の実施に関するルール・手続き
2. 補助対象経費の考え方
3. 交付申請におけるポイント、注意事項、スケジュール
4. その他

経費マニュアルに統合のため、採択説明会資料からは削除済。
経費マニュアルの内容を確認すること。

本日のアジェンダ

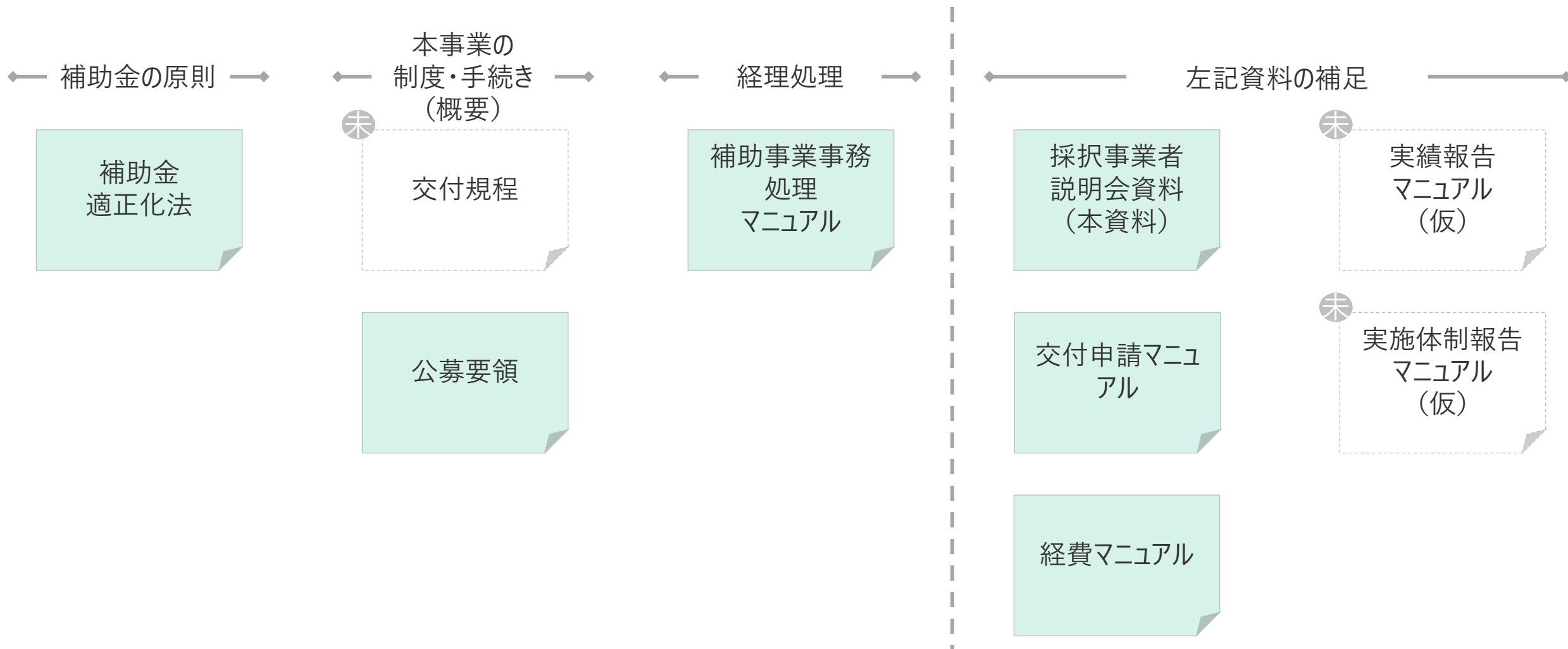
1. 間接補助事業の実施に関するルール・手続き
2. 補助対象経費の考え方
3. 交付申請におけるポイント、注意事項、スケジュール
4. その他

交付申請マニュアルに統合のため、採択説明会資料からは削除。
交付申請マニュアルの内容を確認すること。

本日のアジェンダ

1. 間接補助事業の実施に関するルール・手続き
2. 補助対象経費の考え方
3. 交付申請におけるポイント、注意事項、スケジュール
4. その他

各種報告の記入方法などについては、適宜事務局からマニュアルを発出することを想定。



特に、のべ100万円以上の支払がある支払先については、請負その他委託の形式関係なく、実施体制の記載・届出が必要。詳細については、別途事務局よりご案内する予定。

調整中

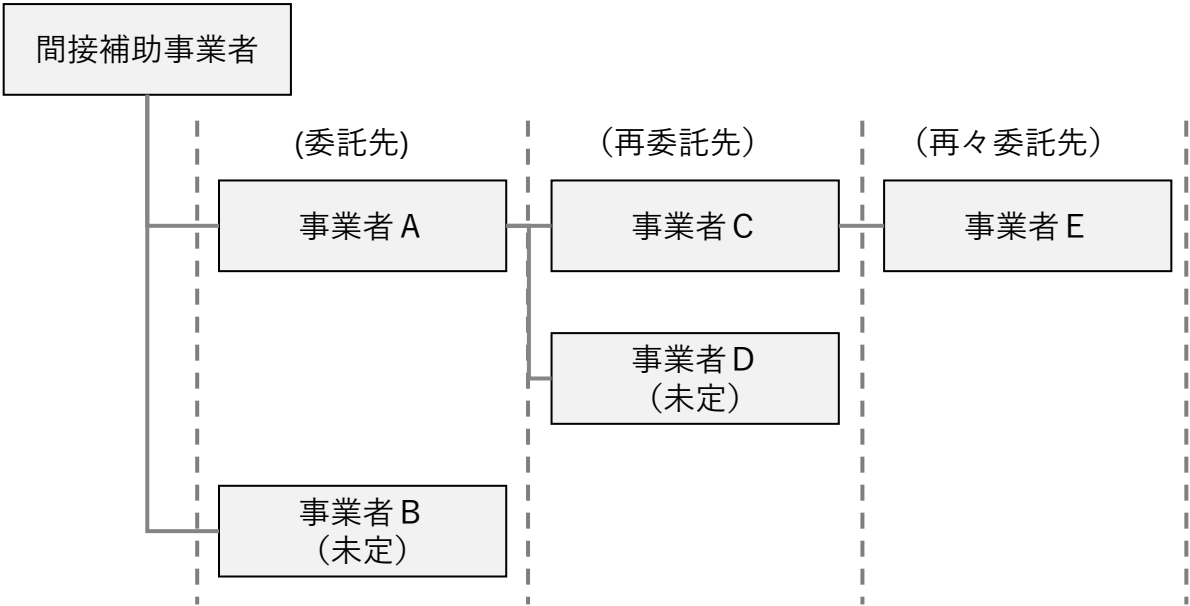
実施体制記載内容①

- 「事業者名」、「関係」等下記の図に記載されている項目について、請負その他委託の形式関係なく、間接補助事業者及び税込み100万円以上の契約を記載してください。

事業者名	関係	住所	金額(税込み)	業務の範囲	精算行為の有無
〇〇（間接補助事業者名を記載）	間接補助事業者	東京都〇〇区……	【交付申請額】 円（税抜きまたは税込み） 【うち間接補助事業者に係る経費】 円（税抜きまたは税込み） ※算用数字を使用し、円単位で表記。	※できる限り詳細に記入のこと	有
事業者 A	委託先	東京都〇〇区……	※算用数字を使用し、円単位で契約金額を表記	※できる限り詳細に記入のこと	有
事業者 B 未定	外注先	〃	〃	〃	有
事業者 C	再委託先（事業者 A の委託先）	〃	〃	〃	有
事業者 D 未定（再委託先）	再委託先（事業者 A の委託先）	〃	〃	〃	有
事業者 E（再々委託先）	再々委託先（事業者 C の委託先）	〃	〃	〃	有

実施体制記載内容②

- 体制図は、間接補助事業者と委託先の関係性がわかる形で記載ください。



交付決定後は、月に1回程度の頻度で、定例会を開催させていただく予定。

開催頻度	月に1回程度 ※日程は交付決定後に調整させていただきたい
所要時間	1時間
開催方式	原則オンライン ※打ち合わせの内容によっては、適宜対面もご相談したい
想定アジェンダ	- 間接補助事業の実績の確認 - 発注予定の経費が当初の予定通り発注されているか - ずれ込んでいる場合、その原因はなにか 等 - 間接補助事業の計画の確認 - 特に計画変更に相当する事象が生じる見込みがないか 等 - 間接補助事業に関するよろず相談 等

2025年度～2028年度においては、年度末実績報告の内容を基に概算払を実施する予定。

調整中

- 具体的な方法や日程については決まり次第連絡する予定。
- 2029年度においては、複数回の概算払い（それに紐づく証憑提出）を検討中。

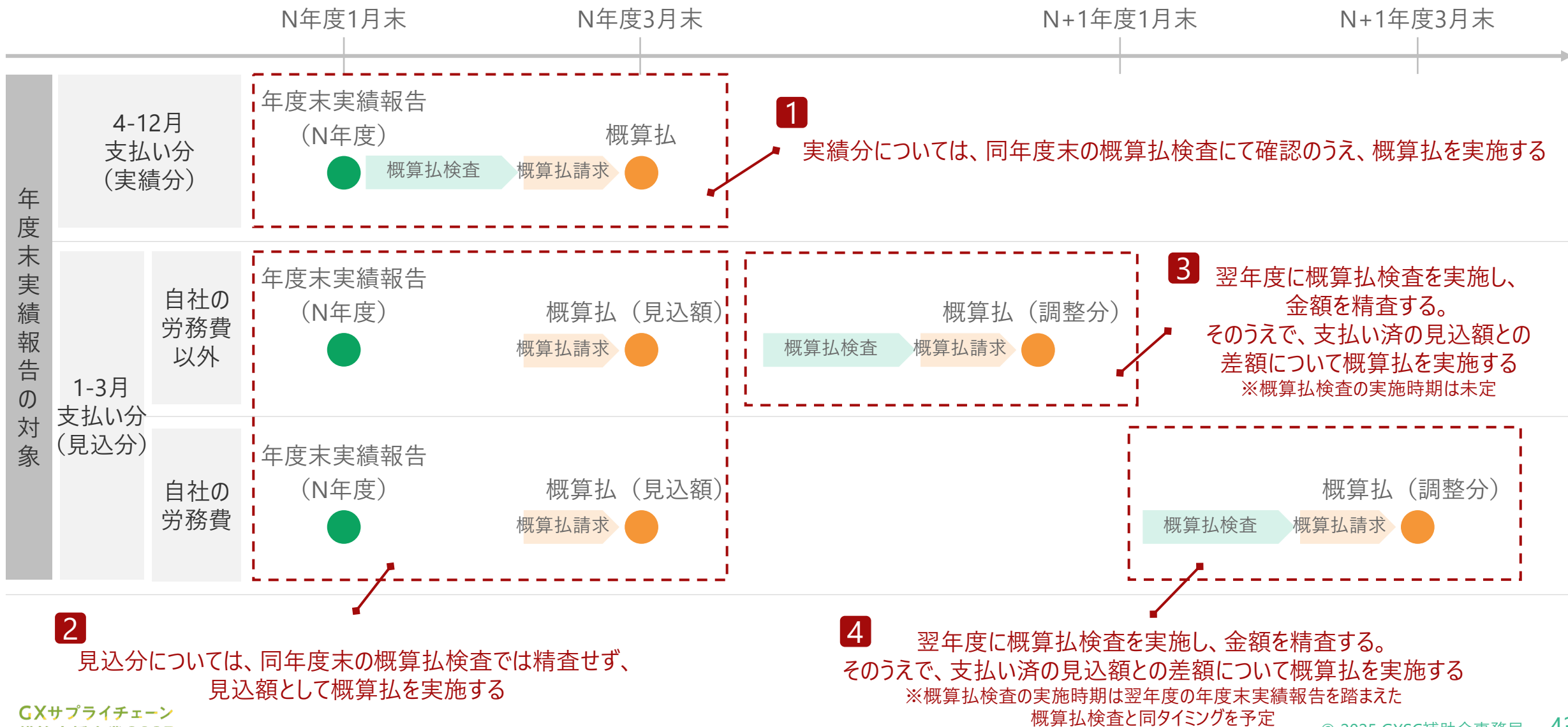
本事業の完了

間接補助事業の完了

手続き内容	2025年度												2026年度～2028年度												2029年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
交付申請			交付申請	審査	★交付決定（時期は未定）																															
年度末実績報告								報告	検査										報告	検査																
概算払い										概算払請求	★支払い										概算払請求	★支払い														
実績報告																											報告									
額の確定通知																													検査						★額の確定通知	
精算払い																																		精算払請求	★支払い	

4-12月の実績分は3月上旬を目処に概算払検査を完了し、3月末に概算払を実施する。

1-3月の見込分は、見込額のまま3月末に概算払を実施し、翌年度に検査を実施のうえ、概算払額の調整を行う。



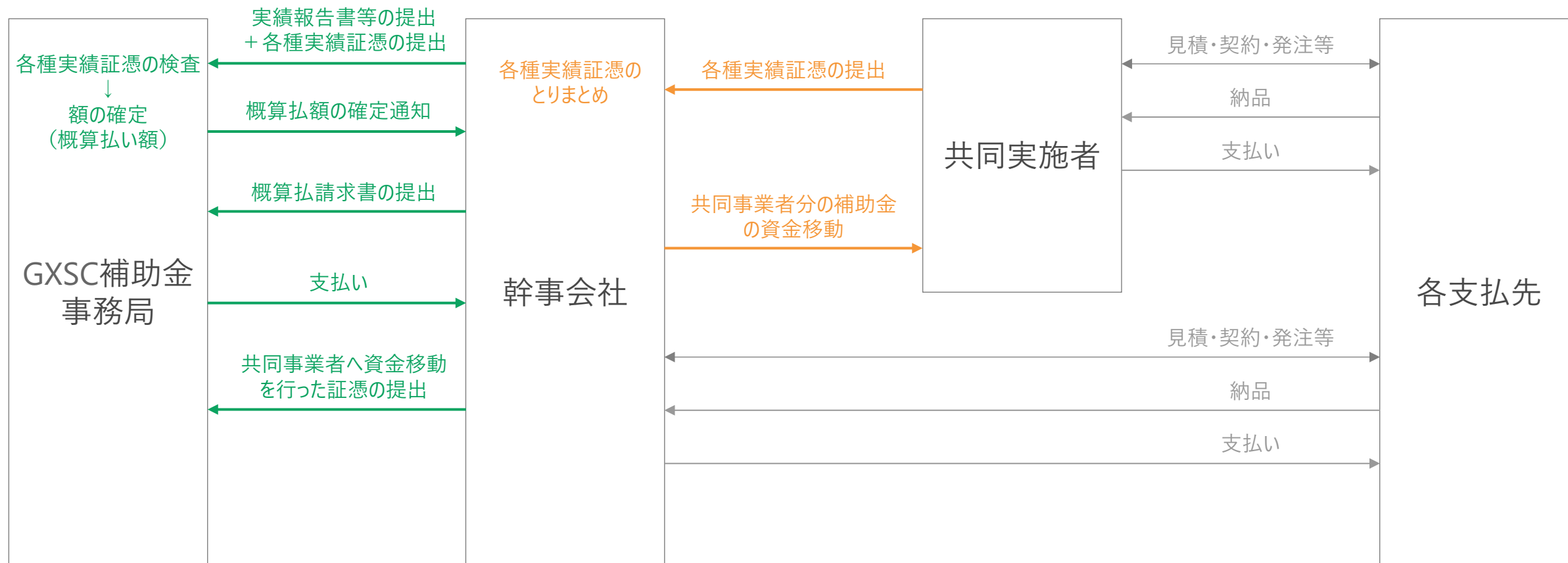
1月末の実績報告受領後、速やかに検査を実施し、2月中の検査完了を目指す。

1月末の年度末実績報告受領後、概算払実施までのスケジュール（案）

対応していただく手続き等		12月		1月					2月				3月				
		3W	4W	1W	2W	3W	4W	5W	1W	2W	3W	4W	1W	2W	3W	4W	5W
補助対象経費の対象		実績額（支払済額）で概算払い		見込額のまま概算払い（後日、検査のうえ支払額を調整）													
年度末実績報告に係るマイルストーン				とりまとめ		年度末実績報告書提出締切1/31						概算払い請求書受領3月中旬			振込3/31まで		
年度末実績報告	年度末実績報告書の不備確認																
	年度末実績報告書の不備解消																
概算払検査	年度末実績報告書の検査																
概算払い金額確定	事務局内における稟議																
	概算払い請求書の送付・受領																
支払	振込金額の確認・振込予約																
	振込確認																
	振込完了																
組み戻しなどの支払い未完了に対応する期間																	

年度末実績報告では、幹事会社は1月末までに共同実施者の各種実績証憑のとりまとめを実施し、年度末実績報告書と併せて提出すること。

- 事務局からの支払いは幹事会社へまとめて実施する。（共同実施者に個別に支払うことはしない。）
- 幹事会社は、補助金の受領後、共同事業者に対して必要な額の補助金の資金移動を行うこと。



概算払は、“発注”単位ではなく、発注の“明細”単位で実施する。
なお、原則として、概算払の対象になり得る経費（発注の“明細”）は、以下の全てを満たすものに限る。

- 1 発注した内容が100%納品されていること
- 2 検収・請求・支払（発注先への資金移動）が全て完了していること
- 3 検査において確認する証憑一式が用意されており、不備がないこと

発注先との取引において、分割払いとすることも妨げないが、
「100%納品済、かつ検収が完了した“明細”に対して支払を実施している」と整理できるよう、調整いただきたい。

発注内容と支払いの対応 | 例：15百万円の取引を発注し、2分割（初回300万円、2回目1,200万円）で支払う場合

発注		支払#1				支払#2			
明細	金額	納品	検収	請求		納品	検収	請求	
①	1百万円	100%	完了	●	1百万円	100%	完了	－（済）	0円
②	2百万円	100%	完了	●	2百万円	100%	完了	－（済）	0円
③	3百万円	0%	未済	－	0円	100%	完了	●	3百万円
④	4百万円	0%	未済	－	0円	100%	完了	●	4百万円
⑤	5百万円	0%	未済	－	0円	100%	完了	●	5百万円
計	15百万円	（支払額）			3百万円	（支払額）			12百万円



以下のような例は「100%納品済、かつ検収が完了した“明細”に対して支払を実施している」と整理できないため、原則として支払実績があったとしても概算払の対象とはならない。

NGとなる具体例 | 例：15百万円の取引を発注し、2分割（初回300万円、2回目1,200万円）で支払う場合

発注		請求・支払#1			
明細	金額	納品	検収	請求	
①	1百万円	100%	未済	●	1百万円 NG
②	2百万円	50%	50%分は完了	● (50%分)	1百万円 NG
③	3百万円	33%	33%分は完了	● (33%分)	1百万円 NG
④	4百万円	0%	未済	—	0円
⑤	5百万円	0%	未済	—	0円
計	15百万円	(支払額)			3百万円

明細①は検収が完了していないため、原則として対象外。
明細②③は100%納品されていないため、原則として対象外。

発注		請求・支払#1			
明細	金額	納品	検収	請求	
①	1百万円	全体で20%	?	●	3百万円
②	2百万円				
③	3百万円				
④	4百万円				
⑤	5百万円				
計	15百万円	(支払額)			3百万円

支払額と“明細”の対応関係が不明であり、「100%納品済、かつ検収が完了した“明細”に対して支払を実施している」と整理できないため、原則として対象外。

[illegible]



GXサプライチェーン 構築支援事業2025